



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 保安林の皆伐面積の限度（森林緑地課） 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 2
- 都市計画事業の変更の認可・2件（下水道課） 2
- 建築士法の規定による指定事務所登録機関の指定（建築指導課） 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 3

訓 令

- 沖縄県婦人相談員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課） 3
- 児童虐待ホットライン対応嘱託員設置規程等の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課） 3

告 示

沖縄県告示第69号

平成23年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成23年 2 月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2 第4項に規定する同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の限度（ha）
単位区域名	保安林の種類	
沖 縄 北 部	水源かん養保安林	224.02
	土砂流出防備保安林	8.38
沖 縄 中 南 部	水源かん養保安林	33.32
	土砂流出防備保安林	0.96
八 重 山	水源かん養保安林	583.24
伊 是 名 村	干害防備保安林	1.10
久 米 島 町	干害防備保安林	1.16
座 間 味 村	干害防備保安林	6.48
恩 納 村	干害防備保安林	9.54
渡 嘉 敷 村	干害防備保安林	2.50
宮 古 島 市	干害防備保安林	8.02

合 計

878.72

沖縄県告示第70号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県北部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 2月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 伊是名村字仲田
- 2 公共測量を実施する期間 平成23年 2月 2日から同年 3月25日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第71号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成9年沖縄県告示第907号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 2月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 読谷村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 読谷村公共下水道
- 3 事業施行期間 平成9年12月19日から平成27年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 排水区域の追加

沖縄県告示第72号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成5年沖縄県告示第330号で認可した石垣都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 2月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 石垣都市計画下水道事業
 - (2) 名称 石垣市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成5年 3月30日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 平成5年沖縄県告示第330号、平成11年沖縄県告示第280号、平成12年沖縄県告示第678号、平成19年沖縄県告示第218号、平成19年沖縄県告示第357号及び平成20年沖縄県告示第694号の事業地のうち石垣市字登野城村内及びマチャフチャにおいて事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

沖縄県告示第73号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第1項の規定により、指定事務所登録機関を次のとおり指定した。

平成23年 2月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 名称 社団法人沖縄県建築士事務所協会
- 2 住所 沖縄県浦添市西原一丁目 4 番26号
- 3 事務所登録等事務を行う事務所の所在地 沖縄県浦添市西原一丁目 4 番26号
- 4 事務所登録等事務の開始の日 平成23年 4 月 1 日
- 5 指定年月日 平成22年12月27日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 2 月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年10月 7 日 沖縄県指令士第823号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字我那覇603番 4 及び603番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城418番地 1 キャッスル T E N201 長嶺利更
- 5 検査済証番号 平成23年 2 月17日 第2868号
- 6 工事完了年月日 平成23年 2 月 3 日

訓 令

沖縄県訓令第15号

知 事 部 局

沖縄県婦人相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 2 月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県婦人相談員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県婦人相談員設置規程（昭和62年沖縄県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 2 月22日から施行する。

沖縄県訓令第16号

福 祉 保 健 部

児童虐待ホットライン対応嘱託員設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 2 月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

児童虐待ホットライン対応嘱託員設置規程等の一部を改正する訓令

（児童虐待ホットライン対応嘱託員設置規程の一部改正）

第 1 条 児童虐待ホットライン対応嘱託員設置規程（平成17年沖縄県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

（沖縄県女性相談所嘱託医設置規程の一部改正）

第 2 条 沖縄県女性相談所嘱託医設置規程（平成19年沖縄県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

(待機児童対策特別事業指導員設置規程の一部改正)

第3条 待機児童対策特別事業指導員設置規程（平成20年沖縄県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年2月22日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---